（郵便物認可）　（本號六面）　明治二十三年十一月六日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日に一日も休刊無し

第二千八百三十號
明治廿三年十一月六日　木曜日
舊暦庚寅九月廿四日　（辛卯）
月入午後一時十三分
月出午前六時九分
潮汐午後一時四十分
潮汐午前十一時十六分
（西暦一千八百九十年）

劇評募集の廣告

歌舞伎座の芝居も愈々開場のよしに付き時事新報は例に依り廣く藝評を世の好劇家に募り粹中の粹を得て之に褒賞を加へ紙上に掲載する筈なれば左の約束に從ひ續々投寄あらん事を乞ふ

一評は一幕にても總幕にても幕數は評者の隨意に任す紙上に登載したるものには一幕に付き時事新報一箇月分を呈す

一投稿の期は開場初日より一週間内とす

十月　時事新報社

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ヘ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

政費節減

政費節減の四字は今の政界の通語にして世人の常に口にする所なれども其意義に於ては少しく明了ならざるの觀なきにあらず聞く所に據れば目下各黨の政黨政社又は議員の連中は國會に出るの用意として夫れ〳〵政務の調査に從事し昨今は其調査も大抵了りたる由なれば議場の言論に一段の精明を見るは今より期す可しと雖も今日の事情より推測するに其結果として議場に勢力あるものは先づ政費節減の說なりと想像せざるを得ず然れども其政費節減とは果して如何の意味あるや我輩は嘗め其說を聞んと欲するものなり抑も政府の經費は經濟學上に所謂不生產的の消費にして之れが爲めに國に一物を生せざるのみか勵もすれば冗費を死かれざるの常にして屬外の目より見るときは十分に節減を加へて可なりと思ふものもあるも可し即ち民間に節減論を見る所以にして我輩に於ても異論あき所あれども其所謂節減とは政府の經費中にて無用の冗費と認むるものを節し之れを夢して有用の費に供せんとするの意なるか抑も又今の政費の實觀を以て國民の負擔に不相當ありとして大に之を減せんとするの意なるか論者の精神もしも前者にあらずして後者に在りとすれば自から是れ一大問題にして輕々に速了す可きものにあらず一國の政費は人民の實力に相應す可きみと勿論にして今日我國の有樣にては成る可く其負擔の輕からん事を希はしけれども又一方より考ふれば今の文明立國の要務は漸々多端にして兵制なり法律なり教育なり外交なり其他諸般の政務に何れも費用を要せざるはなく而も其實績を期せんとするには政費の多きも亦止むを得ざる事なり政府の施設中には或は事情の爲めに不急の事を急にし或は人の爲めに事を設けたるなどの意味もなきにあらずして隨て冗費の蔕むを致したる事もあらんれども大要は立國の要務に迫られ止むを得ざるに出でたるものも多ければ若しも今の立國の有樣にして大に其面目を變ぜざる限りは如何なる人物が政府に出るも著るしく政費の減額を見るは中々難かるべし左れば世上にて唱ふる節減論の意味にして今の政府に向て濫費を責め不急の事を略して不要の人を減し簡易素朴を旨として驕飾浪費を省き其節減したるものを轉じて之を有用の費途に向け財政の根本を整理して政務を一新するの趣旨なれば頗る時勢に適したる處置にして實際に差支もなかる可しと雖も若しも然らず意入の實額に對して單に節減を加へんとの精神ならんには晩決して容易ならず政府の識人を節して人民の負擔を減ずるは何人も望む所なれども之を實行するに當りて第一に考ふ可きは日本立國の體面にして若しも今の歳入の實額を減ずるも目下將來亀も差支なき見込ある以上は八千萬圓を減じて六千萬圓と爲し又三千萬圓と爲すも可なりと雖も前にも述たる如く立國の要務は甚だ多端にして其多端なるは今後とても同一樣なる可ければ其有樣を今の儘にして獨り費額の減少のみを謀るは實際に於て頗る困難なりと云はざるを得ず且又人民の負擔を減ずるの一段に至りても